

倒壊した農業用ハウスの再整備支援等について

<補助事業>

○耐雪型園芸施設等支援事業

風雪に強い耐候性ハウスの再整備や被災施設の撤去に係る経費を補助することにより、県内施設園芸の早期復旧を支援

事業内容		補助率
ハウス 再整備 支 援	(1)倒壊したハウスが耐用年数経過前かつ農業共済制度に加入済の場合	県 1 / 3 〔 市町 1 / 6 農家 1 / 2 〕
	(2)倒壊したハウスが耐用年数経過後または農業共済制度に未加入の場合	県 1 / 4 〔 市町 1 / 8 農家 5 / 8 〕
倒壊したハウス撤去の支援		県 1 / 3 〔 市町 1 / 6 農家 1 / 2 〕

<利子補給事業>

○農業緊急資金

- ・被害が大きい農業者に対し、上限3,000万円を融資
- ・県が当初5年間の利子を補給（6年目以降は自己負担）
- ・県が福井県農業信用基金協会の保証料を全額負担

貸付限度額 3,000万円

貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）

○農業経営支援資金（災害資金）

- ・被害を受けた農業者に対し、上限500万円を無利子で融資
- ・県・市町・JAグループが利子を補給
- ・JAグループが福井県農業信用基金協会の保証料を全額負担

貸付限度額 500万円

貸付期間 5年以内（うち据置1年以内）